

【選定評価基準】

評価項目		評価					評価判断
		極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分	
1 次 審 査 項 目	1. 事業者の学齢期の児童を含む子どもの居場所を運営した実績	5	4	3	2	1	・ 様式2号をもとに評価
	2. 管理者及び担当者の学齢期の児童を含む子どもの居場所を運営した実績	5	4	3	2	1	・ 様式3号・4号をもとに評価
	3. スケジュールの具体性・実現可能性	5	4	3	2	1	・ 業務工程表をもとに評価
	4. 見積金額	10～0					
2 次 審 査 項 目	1. 事業に対する団体の考え 児童育成支援拠点事業の理解度、意欲や熱意	5	4	3	2	1	・ プレゼンテーションをもとに評価
	2. 事業の実施場所・開設日・時間						
	①事業の実施場所・施設・設備	10	8	6	4	2	・ 児童が集まることができる専用のスペース、その他支援の実施に必要な設備は整っているか ・ 必要に応じて、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備があるか ・ 建築基準法、消防法に適合したものであるか
	②定員	10	8	6	4	2	・ 2.47m ² /人を満たし、最大20人まで
	③開所日及び開所時間	10	8	6	4	2	・ 児童が利用しやすい開所日、開所時間になっているか（週4日、8時間であれば6点）
	3. 支援の内容						
	①安全・安心な居場所の提供	10	8	6	4	2	・ 児童の人格を尊重し、意見や思いを丁寧に受け止め、事業運営に反映させる取組があるか ・ 児童同士及び職員との良好な関係づくりを支援する取組があるか ・ 児童の権利侵害防止に関する取組があるか
	②生活習慣の形成	10	8	6	4	2	・ 以下の取り組みの実施できるか 挨拶、片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、入浴支援、日用品の使い方に関する助言、整理整頓、その他お手伝い
	③学習の支援	15	12	9	6	3	・ 以下の取り組みを実施できるか 宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、こどもの権利を学ぶ機会の提供、読書習慣の形成、個人の学習能力に合わせたサポート、運動能力の向上に向けたサポート
	④食事の提供	15	12	9	6	3	・ 食事は昼・夜ともに提供できるか ・ こども食堂や地域食堂との連携・交流による食事の提供、各種イベントでの食事の提供ができるか
	⑤課外活動の提供	5	4	3	2	1	・ 以下の取り組みを実施できるか 調理実習、農業体験、年中行事の体験、施設外での体験活動や遊びの提供、身近な観光地の見学、地域のイベントへの参加
	⑥市、学校、医療機関、地域団体等の 関係機関との連携	10	8	6	4	2	・ どのように市への定期報告、随時報告を行う予定か ・ 各種関係機関との情報共有の実施、定期的な情報交換会の開催、学校との行事予定の情報交換ができるか
	⑦保護者への情報提供、相談支援	5	4	3	2	1	・ 以下の取り組みを実施できるか 送迎の際の声掛けや児童の様子との共有、子育てサービスや資源の情報提供、利用に向けてのつなぎ役や同行支援、定期的な面談の実施
	⑧送迎支援	10	8	6	4	2	・ 4人送迎できれば「普通」※5人乗り1台の用意で「普通」とする。
	4. 職員体制・人材育成の考え方						
	①業務遂行能力のある職員体制	15	12	9	6	3	・ 児童5人に対し1人以上の職員配置で「普通」 ・ ソーシャルワーク専門員、臨床心理専門員を配置していれば加算
	②職員確保策・人材育成	15	12	9	6	3	・ どのように職員を確保するのか ・ 職員の人材育成及び職員の質の担保のため、どのような研修やスーパーバイズ体制等を予定しているか。
	5. 個人情報の考え方と安全・危機管理体制						
	①個人情報の取扱い・プライバシーの保護	10	8	6	4	2	・ 個人情報の取り扱い、プライバシーの保護が適切になされるか
	②安全・危機管理体制（日常・防災）	10	8	6	4	2	・ 児童同士または児童職員間での権利侵害を想定の上で相談対応体制を確保し、これを周知する取組があるか ・ けがや事故防止や発生した時の対応が考えられているか（マニュアルなど） ・ 食中毒・食物アレルギー対策を考えているか。 ・ 災害発生時の対応が想定されているか。
	6. 独自提案	10	8	6	4	2	・ 上記項目以外の観点で独自の取り組みはあるか